

市政その他のお知らせ

11月6日(月)から市役所のレイアウトを変更します

市役所本庁舎1階にある健幸まちづくり推進室が2階へ移転します。併せて、本庁舎2階の福祉総務課・生活福祉課のレイアウトが変わります。ご来庁の際はご注意ください。また、11月20日(月)から、本庁舎1階の介護保険課・高齢支援課・障害福祉課前の廊下を拡張し、車いすをご利用の方や障がいのある方が通行しやすくするとともに、窓口周辺のスペースが広がることで相談する方のプライバシーにより配慮した環境になります。

備考詳細は、公式ホームページまたはたま広報8月5日号3面参照ID1012538 企画課 ☎(338)6813

市内の現状に合わせて用途地域等を見直す案を作成しました

都が、平成16年に区域区分・用途地域等の一斉見直しを実施してから約19年が経過し、境界根拠としている地形地物(道路、河川、水路)などに変更が生じています。これに伴い、都市計画の整合を図る観点から、用途地域等の一斉見直しを行います。都市計画の案についての説明会・縦覧・意見書の受け付けを実施します。

- 説明会
 - 日12月5日(火)午後7時・9日(土)午前10時 場市役所東庁舎会議室 定各20人

(申し込み先着順) 各開催日前日午後5時必着の、公式ホームページのインターネット手続き・郵送・ファクシミリまたは直接、住所・氏名・電話番号・メールアドレス・参加希望日を、都市計画課へ



- 縦覧・意見書の受け付け
 - 縦覧期間12月1日(金)~21日(木) 場市役所東庁舎2階都市計画課 市内在住者、計画案に利害関係のある方など
 - 意見書の提出12月1日(金)~21日(木) 必着の、公式ホームページのインターネット手続き・郵送・ファクシミリまたは直接持参で、住所・氏名・電話番号・メールアドレス・ご意見(書式自由)を記入し、都市計画課へ
 - 【共通事項】
 - ID1013358 申 ☎ 206-8666 市役所東庁舎2階都市計画課 ☎(338)6856・☎(339)7754

グリーンライブセンター改修工事に向けて事務所が仮移転します

- 各種講座は、他の公共施設などを活用して実施します。ご不便をおかけしますが、よろしく願います。
- 仮移転先 パルテノン多摩5階クリエイティブキャンパス企画室 移転期間 令和6年1月16日(火)~12月(予定)
- 開館日時 火~金曜日午前9時~午後5時(祝日・年末年始を除く) 備考 電話番号・ファクシミリ番号は変更なし ID1008773 場グリーンライブセンター ☎(375)8716
- 花とみどりの相談
 - 受付時間 火~金曜日午前10時~正

午・午後1時~3時(祝日・年末年始を除く) 内12月中は電話のみの受

け付けとなり、移転後は、電話・対面で実施

年金に関するお知らせ

国民年金保険料納付者に、日本年金機構から社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます

ねんきんネットで事前に電子送付希望の登録を行った方には、電子送付されます。

送付時期 ①令和5年1月1日~10月2日に納付した方=電子:10月中旬~下旬、郵送:10月下旬~11月上旬 ②令和5年10月3日~12月31日に納付した方(①を除く)=電子:令和6年1月下旬、郵送:令和6年2月上旬 備考 確定申告や年末調整の手続きが必要となるため要保管。紛失した場合は再交付可 ID1001948 場ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004(ナビダイヤル)[050から始まる電話の場合は☎03(6630)2525]

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の学生納付特例や免除(全額免除、一部免除、納付猶予)を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べて将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。学生納付特例や免除などを受けていた期間が過去10年以内の場合は、保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。ただし、3年度目以降に

納める場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。詳細は、お問い合わせください。 ID1001964 場府中年金事務所 ☎042(361)1011

厚生労働省による年金生活者支援給付金制度

年金に上乗せして支給される給付金です。案内や手続きは、日本年金機構が実施します。 備考 詳細は、要問い合わせ ID1001970 場日本年金機構給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092(ナビダイヤル)[050から始まる電話の場合は☎03(5539)2216]

11月30日は「年金の日」

厚生労働省は、ねんきんネットなどを活用し、高齢期の生活設計に思いを巡らす日として、11月30日を「年金の日」としています。ねんきんネットでご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか? 備考 詳細は、日本年金機構 https://www.nenkin.go.jp/n_net 参照 ID1012178 場日本年金機構専用ダイヤル ☎0570(058)555(ナビダイヤル)[050から始まる電話の場合は☎03(6700)1144]

総合オンブズマン制度をご存じですか?

ID1004948 場オンブズマン事務局 ☎(338)6809・☎(338)6805

多摩市のオンブズマン制度とは?

市の業務や民間福祉事業者のサービス・職員の行為に関する苦情をオンブズマンがあなたに代わって、公正かつ中立な立場で調査します。必要な場合は市や民間福祉事業者に対して、違法・不当な行為を是正するよう勧告したり、制度改善するように意見表明をしたりします。

市では、行政や法律の専門知識を持つ2人の弁護士が、オンブズマンとして公正中立な立場で活動しています。

※オンブズマンとは、代理人や代弁者という意味のスウェーデン語

総合オンブズマン制度があるのは、全国でも約30自治体のみ。そのうちの1つが多摩市です

苦情対象となる業務とは?

市が行うすべての業務と、オンブズマンの調査に協力する旨の協定を締結している民間福祉事業者の提供するサービスが対象です。

苦情対象となる申し立ての内容は?

「市からの処分が納得できない」「職員の説明や対応が不親切だ」など、市の業務などに対し

て、違法・不合理・不公平・説明不足だと感じたり、また、そのことによって損害や不利益を被ったりしたなど、自分自身が市などから直接受けた利害に関して申し立てができます。苦情の事実があった日から、原則として1年以内の事案です。

苦情の申し立て方法は?

窓口・電話・郵送・ファクシミリ・メールで相談を受け付けています。事務局が概要をお聞きし、オンブズマンとの面談日を決めます。面談後にオンブズマンが調査をするかどうか判断します。

調査をする場合には、申立人に申立書を提出していただきます。

申し立てできない事項は?

- ・裁判などで確定したことに係る事項や裁判などで係争中の事項
- ・申立により、苦情の処理が終了している事項
- ・法律などにより設置された不服申立機関が扱うこととされている事項
- ・「〇〇施設を建設してほしい」など、一般納税

者としての苦情や要望(申立人自身に直接的な利害関係が発生していないもの)

- ・職員の勤務条件や処遇に関する事項

苦情申し立てから結果までの流れ

```

    graph TD
      A[苦情申立人] -- ①苦情申し立て --> B[オンブズマン]
      B -- ②調査 --> C[市の機関・民間福祉事業者]
      C -- ③回答 --> B
      B -- ④調査結果 --> A
      B -- ④調査結果 --> D[④調査結果  
(必要な場合には、  
勧告・意見表明)]
      D -- ⑤対応結果 --> C
      C -- ⑤対応結果 --> E[⑥公表  
個人情報保護に最大限配慮しながら、  
「年次報告書」に要約を掲載します。]
      E --> A
  
```